

# 各種助成金の支給申請を お考えの事業主の方へ

**東北地方太平洋沖地震**の影響（道路の寸断、書類の紛失など）により、  
支給申請などを期限までに提出できなかった場合でも、

**支給申請などが可能になった後、一定期間内に**

**その理由を記した書面を添えて提出していただければ、  
期限までに支給申請などがあったものとして取り扱います。**

※ いつの時点で支給申請などが可能になったかどうかについては、事業主の方のご事情を踏まえ、判断いたします。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、公共職業安定所などに来所できず、各種助成金の支給申請書類などを期限までに提出できなかった（できない）事業主の方も多いと思われます。以下の助成金については、今回の場合、「天災その他やむを得ない理由」に該当しますので、災害がやんで支給申請などが可能になった後一定期間内に、その理由を記した書面を添えて提出していただければ、期限までに支給申請などがあったものとして取り扱います。

## 対象の助成金と、提出できる期間

支給申請などが可能になった日から	助成金名称（五十音順）
7日以内	<ul style="list-style-type: none"><li>・育児休業取得促進等助成金</li><li>・介護基盤人材確保等助成金</li><li>・介護未経験者確保等助成金</li><li>・介護労働者設備等整備モデル奨励金</li><li>・建設業新分野教育訓練助成金</li><li>・建設業離職者雇用開発助成金</li><li>・雇用調整助成金 （中小企業緊急雇用安定助成金を含む）</li><li>・事業所内保育施設設置・運営等助成金</li><li>・受給資格者創業支援助成金</li><li>・障害者就業・生活支援センター設立準備助成金</li><li>・障害者初回雇用奨励金 （ファーストステップ奨励金）</li><li>・精神障害者雇用安定奨励金</li><li>・地域雇用開発助成金</li><li>・地域再生中小企業創業助成金</li><li>・中小企業子育て支援助成金</li><li>・中小企業雇用安定化奨励金</li><li>・通年雇用奨励金</li><li>・特定求職者雇用開発助成金</li><li>・特例子会社等設立促進助成金</li><li>・難治性疾患患者雇用開発助成金</li><li>・派遣労働者雇用安定化特別奨励金</li><li>・発達障害者雇用開発助成金</li><li>・労働移動支援助成金</li></ul>
1ヵ月以内	<ul style="list-style-type: none"><li>・既卒者育成支援奨励金</li><li>・3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金</li><li>・3年以内既卒者トライアル雇用奨励金</li><li>・試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）</li><li>・実習型試行雇用奨励金・実習型雇用奨励金・正規雇用奨励金</li><li>・若年者等正規雇用化特別奨励金</li><li>・精神障害者等ステップアップ雇用奨励金及びグループ雇用奨励加算金</li></ul>

詳細は、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク（公共職業安定所）